資料2－2

大韓民国産及び中華人民共和国産
溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

● 関税定率法第8条第5項に基づき、大韓民国（以下「韓国」）産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」）産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に関し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和7年8月13日から調査を実施。

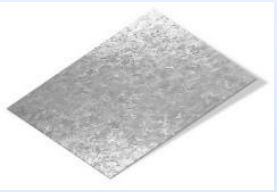
【調査対象貨物】

●名称：溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板
●品目番号：第7210.49号、第7212.30号、第7225.92号及び第7226.99号（WTO税率・RCEP税率：無税）
●特徴：鉄等の薄板製品等の表面に高温で溶かした亜鉛をめっきした鋼帯及び鋼板。高い防錆機能を有する。
●主な用途：ガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品等

【外観】



鋼帯



鋼板

【用途例】



ガードレール



冷蔵庫

（出典：申請者提供資料）

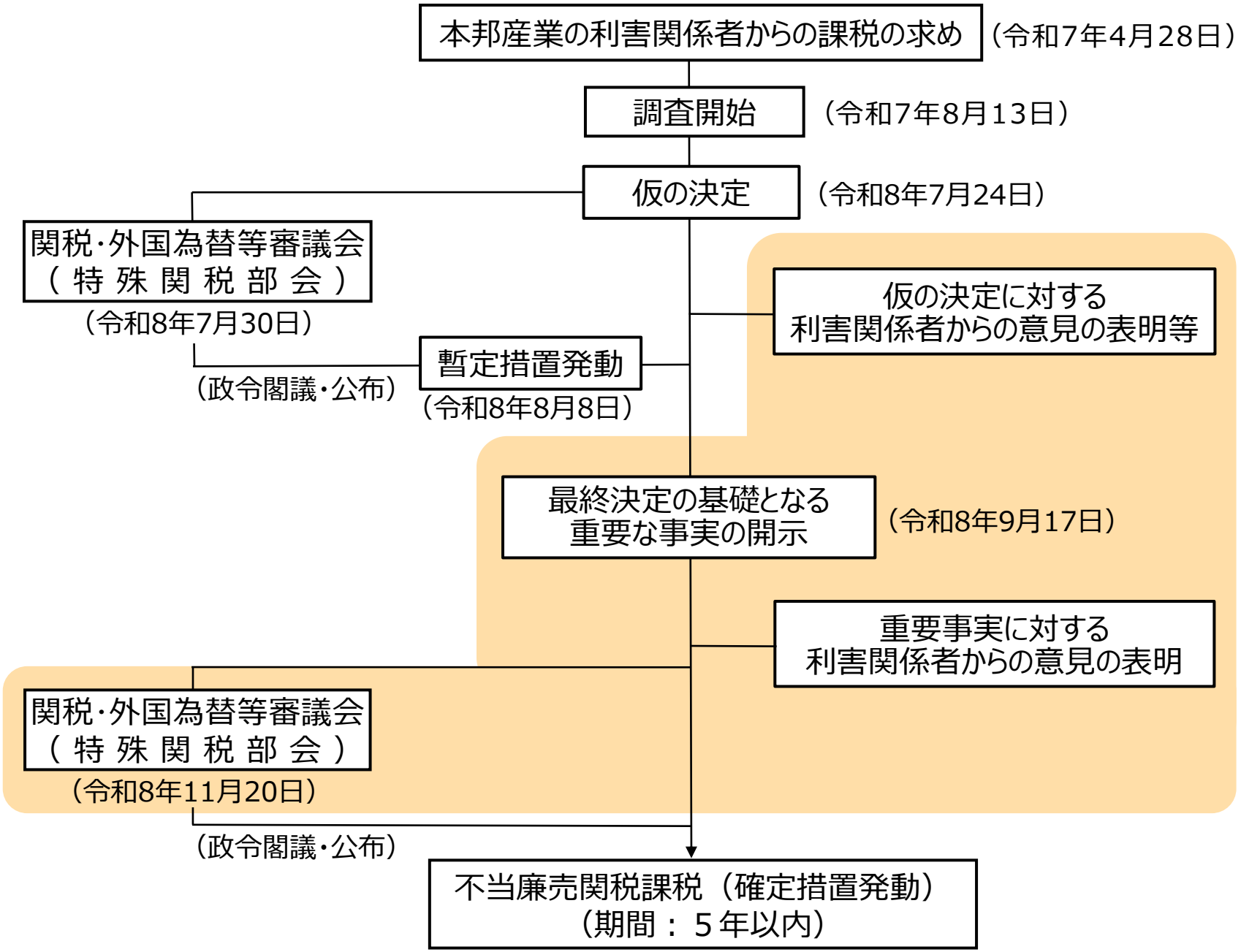
【調査対象期間】

● 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：令和6年1月1日～令和6年12月31日
● 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：令和4年4月1日～令和7年3月31日

不当廉売関税の課税要件 （関税定率法第８条第１項）

① 不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められること。
② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

調査・課税手続の流れ


本邦産業の利害関係者からの課税の求め
（令和7年4月28日）
調査開始
（令和7年8月13日）
仮の決定
（令和8年7月24日）
関税・外国為替等審議会
（特殊関税部会）
（令和8年7月30日）
（政令閣議・公布）
暫定措置発動
（令和8年8月8日）
仮の決定に対する
利害関係者からの意見の表明等
最終決定の基礎となる
重要な事実の開示
（令和8年9月17日）
重要事実に対する
利害関係者からの意見の表明
関税・外国為替等審議会
（特殊関税部会）
（令和8年11月20日）
（政令閣議・公布）
不当廉売関税課税（確定措置発動）
（期間：５年以内）

利害関係者からの主な意見①（仮の決定（令和8年7月24日）に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1．代替国価格の使用に係る中国供給者からの反論 【不当廉売輸入の事実】	
・正常価格の算定において、代替国価格ではなく当社が提出した国内販売の取引別データを使用すべきである。 ・調査当局は代替国企業に関する必要な情報を開示しておらず、当該代替国企業の選定は無効である。	・市場経済条件が浸透している事実に関する質問状を供給者へ送付し、意見表明の機会を設けたが、質問状に対する回答はなく、当該事実を確認できなかったため代替国価格を使用した。 ・代替国企業から提供を受けた情報については、可能な限り開示しており、正当な理由が示されたものを秘密の情報として取り扱っている。
2．ファクツ・アヴェイラブル（FA）に係る韓国供給者からの反論 【不当廉売輸入の事実】	
・調査当局が、データの一部に誤りがあったことをもって情報全体の正確性を否定し、ファクツ・アヴェイラブル（FA）を広範に適用することはWTO協定に不整合である。 ・質問状回答の未提出を理由にFAを適用するのは不適切である。当社は、確認票の提出をもって、「調査への協力の意思表明」や「日本への輸出量の報告」等、調査に必要な情報は十分に提供している。	・当該誤りのあった情報は、品種特定や取引間の紐付けを行うための重要な基礎情報である。当該誤りは一部取引に限定された問題とはいえず、情報全体の正確性及び検証可能性に影響を及ぼすものであったことから、FAの適用は妥当である。 ・確認票に加え、質問状も調査当局が調査に必要な情報として回答を求めている。当該質問状回答が期限内に提出されず、更に当局からの確認の連絡に対しても応答がなかったことから、必要な情報が提供されなかったものと判断しFAを適用した。
3．同種の貨物に係る輸入者からの反論 【本邦産業に与える実質的な損害等の事実】	
幅600mm未満材について、幅600mm以上材とは需要分野、流通形態、用途等が異なる場合が多く、異なる市場の商品として別個に評価すべきである。	幅600mm未満材と600mm以上材との間に実質的な差異は認められず、分けて取り扱う必要は無い。 ＊両者の違いは顧客の需要に応じて適切な幅へカットする加工によるものであって、経済的価値・機能的性質には大きな変化はなく、その物理的・化学的特性は共通していることを確認した。

仮の決定で示した判断を変更する必要はないものと認められた ▶ 重要事実の開示

（注）ファクツ・アヴェイラブル（FA）：利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない等の場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて、各種決定を行うこと。WTO協定上認められた手法。

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和８年９月17日、利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係
- 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

（参考）WTOアンチダンピング協定　第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの主な意見②（重要事実（令和8年9月17日）に対する反論）

重要事実に対する反論

利害関係者からの反論	調査当局の見解
韓国供給者から 「仮の決定に対する反論」と同旨の反論の提出	**「仮の決定に対する反論」における調査当局の見解と同旨の見解**

➡ 調査対象（「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」）に関する調査当局の判断を変える必要なし。

重要事実で示した判断を変更する必要はないものと認められた

調査結果

- 「不当廉売がされた貨物の輸入の事実」及び「当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

調査結果（不当廉売がされた貨物の輸入の事実）

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率（%）＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×１００

- 韓国の正常価格及び輸出価格並びに中国の輸出価格
  サンプリングした4者(注)の質問状回答のうち調査当局が検証できたもの及び入手できた証拠（ファクツ・アヴェイラブル）により算出。
- 中国の正常価格
  供給者から市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったことから、中国の価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報を用いて算出。

（注）韓国：POSCO Co., LTD.（以下「POSCO」）及びKG Dongbu Steel Co., Ltd.（以下「KG Dongbu」）
中国：鞍鋼股份有限公司（以下「鞍鋼」）及び 湖南華菱漣源鋼鉄有限公司（以下「湖南」）

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は表１のとおり。

【表１】 不当廉売差額率

国・海外供給者名		不当廉売差額率
韓国	・POSCO	32.49%
	・サンプリング調査非対象者	34.22%
	・KG Dongbu ・その他の調査非協力者	42.69%
中国	・鞍鋼 ・サンプリング調査非対象者	63.95%
	・湖南 ・その他の調査非協力者	68.67%

調査結果（実質的な損害等の事実）

検討

● 不当廉売がされた貨物の輸入

⇒ 韓国及び中国産品の輸入量(B)は増加し、本邦における市場占拠率(D)を拡大させた。また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、需要量(A)が減少する中で、価格の引き下げを余儀なくされ(E)、また、取引先からの更なる値下げ要求に応じることができない中で、販売量(C)は減少し、売上高(I)・営業利益(J)は大きく減少した。

● 因果関係

⇒ 韓国及び中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は認められず、韓国及び中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表２】 本邦産業の状況

	① 令和４年度	② 令和５年度	③ 令和６年度	（参考） ①と③の差
本邦需要量(A)	100	95	94	▲6
韓国・中国産品の輸入量(B)	100	123	123	＋23
本邦産品の販売量(C)	100	83	79	▲21
韓国・中国産品の市場占拠率(D)	100	130	131	＋31
本邦産品の価格(E)	100	100	98	▲2
本邦産品の製造原価(F)	100	98	96	▲4
韓国・中国産品の価格(G)	100	91	93	▲7
価格比（%）(H) ＊	70～90	70～90	70～90	
本邦産品の売上高(I)	100	82	79	▲21
本邦産業の営業利益(J)	100	111	53	▲47

凡例：非開示データのため、表中、令和4年度の数値を100とする指数を記入((H)を除く)
(H)は、実際の価格を用いて算出した結果をレンジ表記
＊価格比（%）(H)
＝（韓国・中国産品の価格(G)／本邦産品の価格(E)）×100

調査結果

● 不当廉売がされた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情：無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表３のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である５年間）。

【表３】不当廉売関税率

国・海外供給者名		不当廉売関税率
韓国	・POSCO	29.2%
	・サンプリング調査非対象者	30.6%
	・KG Dongbu ・その他の供給者	38.0%
中国	・鞍鋼 ・サンプリング調査非対象者	50.1%
	・湖南 ・その他の供給者	55.3%

（注）不当廉売関税率＝（不当廉売差額／本邦輸入価格）×100

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

